

59. 次の文章は、「電気設備技術基準の解釈」に基づく、高圧架空電線路の電線の断線、支持物の倒壊等による危険を防止するため必要な場合に行う、高圧保安工事に関する記述の一部である。

- a. 電線は、ケーブルである場合を除き、引張強さ kN 以上のものまたは直径 5mm 以上の であること。
- b. 木柱の 荷重に対する安全率は、1.5 以上であること。
- c. 径間は、電線に引張強さ kN のものまたは直径 5mm の を使用し、支持物に B 種鉄筋コンクリート柱または B 種鉄柱を使用する場合の径間は m 以下であること。

(1) 8.01 (2) 硬銅線 (3) 風圧 (4) 150

60. 高圧絶縁電線を使用した高圧架空電線が建造物と接近する場合、高圧架空電線と建造物の上部造営材との離間距離は、上部造営材の上方においては m、上部造営材の側方または下方においては m（電線に人が容易に触れるおそれがないように施設する場合は cm 以上とすること）。

(1) 2 (2) 1.2 (3) 80

61. 次の文章は「電気設備基準」に基づく特別高圧架空電線路の市街地等における施設の禁止に関する記述である。

の架空電線路は、その電線がケーブルである場合を除き、市街地その他 の密集する地域に施設してはならない。ただし、断線または倒壊による当該地域への危険のおそれがないように施設するとともに、その他の 、電線の強度等に係る保安上十分な措置を講ずる場合は、この限りでない。

(1) 特別高圧 (2) 人家 (3) 絶縁性

62. 次の文章は、「電気設備技術基準の解釈」に基づく低圧架空引込線に関する記述である。

低圧架空引込線は、電線にケーブルを使用する場合を除き、引張強さ 2.30kN 以上のものまたは直径 mm 以上の硬銅線を使用すること。ただし、径間が m 以下の場合に限り、引張強さ 1.38kN 以上の電線または直径 mm 以上の硬銅線を使用することができる。

(1) 2.6 (2) 15 (3) 2.0

63. 次の文章は、「電気設備技術基準の解釈」における、低圧架空引込線の施設に関する記述の一部である。

- a. 電線は、ケーブルである場合を除き、引張強さ kN 以上のものまたは直径 2.6mm 以上の硬銅線とする。ただし、径間が m 以下の場合に限り、引張強さ 1.38kN 以上のものまたは直径 2mm 以上の硬銅線を使用することができる。
- b. 電線の高さは、道路（車道と歩道の区別のある道路にあっては、車道）を横断する場合は、路面上 m（技術上やむを得ない場合において交通に支障のないときは m）以上。鉄道または軌道を横断する場合は、レール面上 m 以上。

(1) 2.30 (2) 15 (3) 5 (4) 3 (5) 5.5